

届出が必要な加算等の添付書類(訪問介護)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-1)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービスは別紙1-1、介護予防サービスは別紙1-2)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求められることがあります。

サービス名	加算等	添付書類
訪問介護	身体介護	
	生活援助	
	通院等乗降介助	・通院等のための乗車又は降車の介助に係る算定に関する届出書(参考様式14) ・料金体系が分かるもの ・道路運送法に基づく事業の許可書及び認可書
	特別地域加算	※札幌市は該当しない加算
	頻回の身体介護20分未満体制	・定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(別紙15)
	サービス提供責任者体制の減算	
	特定事業所加算	・特定事業所加算に係る届出書(別紙10-1) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1)
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算
	介護職員処遇改善加算	・介護職員処遇改善加算届出書(別紙様式3又は4) ・介護職員処遇改善計画書(別紙様式2) ※必要に応じて一覧表(別紙様式2(添付書類1~3))を添付 ・就業規則、給与規定、労働保険関係成立届出等の納入証明書等
割引	・指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5-1)	
介護予防訪問介護	同一建物に居住する利用者の減算	
	特別地域加算	※札幌市は該当しない加算
	サービス提供責任者体制の減算	
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算
	介護職員処遇改善加算	※訪問介護と同様
	割引	※訪問介護と同様